

## 新型コロナウイルス感染症 対策についての取組み

### 一般社団法人 住宅生産団体連合会が住宅業界における 感染症予防ガイドラインを制定 ALIA 会員も様々な取組みを進行中！

※本稿は2020年7月中旬時点での情報に沿って掲載しています。

2020年5月25日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言」が発出されました。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針によれば、緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされていますが、それには、「新しい生活様式」の定着や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践が前提となると位置づけられています。

これらの方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言などを踏まえ、2020年5月14日に一般社団法人日本経済団体連合会が、個々の業界や事業場の実態に応じた感染症対策を行う際の参考として、「オフィス向け」と「製造事業場向け」の2種類のガイドラインを作成し公表しました。

住宅業界においても、個別の業界事情に即したガイドラインの作成が求められていた中、2020年5月21日に一般社団法人住宅生産団体連合会が「住宅業界における感染予防ガイドライン」を制定し、2020年7月16日に熱中症対策等を折り込んだ改定版を公開しました。住宅業界にとって、感染症の予防対策を行う際の基本的事項が整理されています。尚、本ガイドラインは内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策の特設ホームページでも、「インフラ運営等」業種のガイドラインの一つとして公開されているものです。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関連する取組みとして、ALIANEWS編集委員会でALIA会員の中からセレクトした、YKK AP、ナスタ、日本板硝子、LIXIL、4社の取組みについて、各社の社外向けリリース文を主に、ご紹介いたします。

## 住宅業界における感染予防ガイドライン

令和2年5月21日制定  
7月16日改定

### 1. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、住宅事業者が業務の実施に際して新型コロナウイルス感染症の予防対策を行う際の参考となる基本的事項を整理したものである。

住宅産業は、住宅の建設・リフォーム等を通じて国民の住生活を支えるとともに、災害時には被災者の住まいの確保を通じて被災地の復旧・復興の一翼を担う

重要な産業である。このような住宅産業の役割の多くは、地域における多数の中小零細工務店により支えられており、住宅産業の長期に亘る活動の停滞により中小零細工務店が倒産・廃業し、貴重な建設職人が離散するような事態が起これば、住宅産業がその役割を十分に果たしていくことが極めて困難になることが想定される。このため、住宅事業者は感染防止に努めつつ、将来にわたってその役割を果たせるよう経済活動を活発にしていく必要がある。

住宅事業者は感染防止の取組みが従業員や顧客のみならず、社会全体の感染拡大防止に繋がるものである

ことを認識し、本ガイドラインを参考として、それぞれの事業内容、企業規模及び事業所の形態等に即した創意工夫を図り、感染の拡大防止に努められたい。

なお、本ガイドラインは、今後の政府による基本的対処方針の改定、各都道府県知事による自粛要請等の動向を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

## 2. 職場別の留意事項

### (1) 事務所

- ①発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等により新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある職員は出勤せず、症状が治まるまで自宅待機する。出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅し、症状が治まるまで自宅待機する。
- ②症状が以下の条件に当てはまる場合は、帰国者・接触者相談センター等に相談し、その指示に従う。
  - イ) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ロ) 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状であっても4日以上それが続く場合(症状には個人差があるので、強い症状の場合や解熱剤等を飲み続けなければならない場合にはすぐに相談する)
  - ハ) 高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患等の呼吸器疾患等)がある者、透析を受けている者及び免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③テレワークや時差出勤等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ④机を離して設置する、机の間をパーティションで仕切る、正対せずに離れて着座する等により、できる限り2m(最低1m)の間隔を確保する。
- ⑤十分な換気を行う(換気設備がない場合は、1時間に2回以上窓を開けて換気)。
- ⑥零細規模の事務所を除き、出入口や事務所内に手指の消毒液を設置する(零細規模の事務所でも設置することが望ましい)。
- ⑦執務中はマスクを着用し、こまめに手洗いや手指消毒を行う。
- ⑧朝礼等を行う場合は、できる限り2m(最低1m)の間隔を空けて小グループで行う。
- ⑨複数の職員や顧客が触れる場所や物(以下「高頻度接触部位」という。)を適宜消毒する。また、開放可能なドアは開放し、カタログ、雑誌、新聞等は誰でも触れる状態で放置しない。
- ⑩食堂、休憩室等では、できる限り2m(最低1m)の間隔を空けて机やイスを配置し、利用時間を分散することで多数の職員が同時に利用することを避ける。
- ⑪トイレにタオルを設置する場合は、ペーパータオルを設置する(ハンドドライヤー及び共用タオルは使用禁止)。
- ⑫工場見学会、現場見学会、セミナーなどのイベントを企画・実施する場合には、事前予約により集客対象を限定する等、感染予防に十分注意する。また、参加者リストを作成し、保管する。
- ⑬各種証明書の発行申請、許認可申請、補助申請、その他の書類の受渡しは、できる限りオンライン又は郵便等で行う。やむを得ず役所等を訪問する場合はマスクを着用し、できる限り少人数で訪問する。
- ⑭顧客にオンラインでの資料請求や商品検索等の利用を促し、打合せや商談はできる限り電話、メール又はオンライン(WEB会議、電子決裁等)で行い、不要不急の出張や対面での打合せ等を極力避ける。やむを得ず対面で打合せ等を行う場合は、
  - イ) 相手の氏名と連絡先を記録・保管する(個人情報保護に留意)。出張の際には、経路(時刻、交通手段に関する情報を含む)も記録・保管する。
  - ロ) 十分な換気が可能な部屋(換気設備がない場合は1時間に2回以上の頻度で窓を開けて換気できる部屋)を使用する。
  - ハ) 参加者相互ができる限り2m(最低1m)の間隔を確保する。
  - ニ) マスクを着用し、できる限り正対して着座しない。
  - ホ) 湯茶接待はペットボトル等で行い、ガラスコップや湯飲みは使用しない。
- ⑮来訪者に発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等より新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、事務所への立入りを遠慮していただく。
- ⑯感染防止啓発ポスター等を掲示し、感染防止意識の向上・定着を図る。
- ⑰夏期の温湿度が高い室内では、熱中症予防対策として、のどが渇く前にこまめに水分補給を心掛ける(マスク着用時は特に注意する)。
- ⑱職員、建設職人、関係業者に対して自治体の方針に基づく感染経路追跡アプリや、厚生労働省が提供する接触確認(COCoA)<sup>\*</sup>のアプリの利用を呼び掛ける。  
(COCoA<sup>\*</sup>: 感染の拡大の防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ。登録された感染陽性者と概ね1メートル以内で15分以上の近

接した状態の可能性があった場合、その旨が通知される)

※ COVID-19 Contact Confirming Application :  
・ App Store 又は Google Play で「接触確認アプリ」で検索してインストール可能。

## (2) 住宅展示場等

- ① 発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等により新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある職員は出勤せず、症状が治まるまで自宅待機する。出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅し、症状が治まるまで自宅待機する。
- ② 症状が以下の条件に当てはまる場合は、帰国者・接触者相談センター等に相談し、その指示に従う。
  - イ) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ロ) 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状であっても4日以上それが続く場合(症状には個人差があるので、強い症状の場合や解熱剤等を飲み続けなければならない場合にはすぐに相談する)
- ハ) 高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患等の呼吸器疾患等)がある者、透析を受けている者及び免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③ 時差出勤や自家用車利用等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ④ 緊急事態宣言の対象である都道府県において住宅展示場等に対し休業自粛を要請された場合には、不特定多数を対象とする展示業務は行わず、商談中の顧客のみを対象とした業務に限定する。それ以外の場合においても、事前予約により来場者の集中を避ける等、感染予防に十分注意する。
- ⑤ 受付等には消毒液や透明ビニールカーテンを設置する等の感染予防措置を講ずる。
- ⑥ 打合わせコーナーでは、机を離して設置する、机の間をパーティションで仕切る、正対せずに離れて着座する等により、できる限り2m(最低1m)の間隔を確保する。
- ⑦ 十分な換気を行う(換気設備がない場合は、1時間に2回以上窓を開けて換気)。
- ⑧ 出入口や施設内に手指の消毒液を設置する。
- ⑨ 高頻度接触部位及び来場者用スリッパを適宜消毒する。また、開放可能なドアは開放し、カタログ、雑誌、新聞等は誰でも触れる状態で放置しない。
- ⑩ トイレにタオルを設置する場合は、ペーパータオルを設置する(ハンドドライヤー及び共用タオルは使用禁止)。

- ⑪ 来場者の列の間隔等に密としない工夫をした上で、来場者の氏名と連絡先の把握に努め、名簿を作成・保管する(個人情報保護に留意)。また感染経路追跡や接触確認のアプリの利用に関する配布資料も用意しておく。
- ⑫ 来場者に対応する際には手指を消毒し、マスクを着用する。来場者にもマスクの着用、入場時の手指消毒を促す(来場者用のマスクを準備)。
- ⑬ 住宅展示場等において顧客と商談を行う場合の留意点は2(1)⑬と同様。(顧客へ適宜飲み物を用意する)
- ⑭ 来場者に発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等により新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合には、住宅展示場等への立入りを遠慮していただく。
- ⑮ 感染防止啓発ポスター等を掲示し、感染防止意識の向上・定着を図る。
- ⑯ 夏期の温湿度が高い室内では、熱中症予防対策として、のどが渇く前にこまめに水分補給を心掛ける。

## (3) 建設現場・作業場

- ① 発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等により新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある建設職人は出勤せず、症状が治まるまで自宅待機する。出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅し、症状が治まるまで自宅待機する(下請けの建設職人を含む)。
- ② 症状が以下の条件に当てはまる場合は、帰国者・接触者相談センター等に相談し、その指示に従う。
  - イ) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ロ) 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状であっても4日以上それが続く場合(症状には個人差があるので、強い症状の場合や解熱剤等を飲み続けなければならない場合にはすぐに相談する)
- ハ) 高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患等の呼吸器疾患等)がある者、透析を受けている者及び免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③ 自家用車利用等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ④ 建設職人の現場への入退場及び検温結果(出勤前の検温結果でも可)を記録・保管する。
- ⑤ 仮設水道を整備し、石けん(必要に応じて手指の消毒施設及びペーパータオル)を設置する。
- ⑥ 感染経路追跡や接触確認アプリの利用を建設職

人に推奨する。また現場にアプリに関するポスターを掲示するなど利用の浸透を図る。

- ⑦十分な換気を行う(必要に応じて送風機等を利用)。
- ⑧安全帽や手袋等は共用せず、共同で使用する工具は適宜消毒する。
- ⑨原則としてマスク、フェイスシールドまたはマウスシールド等(以下「マスク等」という)を着用し(屋外で十分な換気を確保できる場合や、建設職人相互ができる限り2m以上の間隔を確保して作業を行う場合を除く)、こまめに手洗い又は手指消毒を行う。また、資材等搬入業者等に対しマスク等の着用と手指の消毒を要請する。なお、高温・多湿時は十分な水分補給と必要な塩分補給を行い、マスク着用のまま強い負荷のかかる作業は避ける等、熱中症に配慮する。
- ⑩工程確認等の打合せは、できる限り電話、メール、オンライン等を積極的に活用し、対面での打合せの回数と時間を極力少なくする。
- ⑪昼食時や休憩時においても、建設職人相互ができる限り2m(最低1m)の間隔を確保する。
- ⑫作業終了後は清掃し、作業着はこまめに洗濯する。また、現場仮設トイレを設置している場合には、作業終了時に清掃・消毒する。
- ⑬現場検査等は、できる限り立会い人数を少なくし、短時間で行う。

#### (4) 工場

- ①発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等により新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある職員は出勤せず、症状が治まるまで自宅待機する。出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅し、症状が治まるまで自宅待機する(協力企業の従業員を含む)。
- ②症状が以下の条件に当てはまる場合は、帰国者・接触者相談センター等に相談し、その指示に従う。  
イ) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合  
ロ) 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状であっても4日以上それが続く場合(症状には個人差があるので、強い症状の場合や解熱剤等を飲み続けなければならない場合にはすぐに相談する)  
ハ) 高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患等の呼吸器疾患等)がある者、透析を受けている者及び免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③時差出勤や自家用車利用等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。

- ④感染経路追跡や接触確認アプリの利用を職員に推奨する。また場内にアプリに関するポスターを掲示するなど利用の浸透を図る。
- ⑤工場見学会を行う場合には、事前予約により来場者を限定する等、感染予防に十分注意する。
- ⑥十分な換気を行う(換気設備がない場合は定期的に窓を開けて空気の入替えを行う)。
- ⑦事務スペース、作業場出入り口、食堂、休憩室には手指の消毒液を設置する。
- ⑧整理整頓を行い、制服はこまめに洗濯する。
- ⑨原則として工場内ではマスク等を着用し(職員相互ができる限り2m以上の間隔を確保して作業を行う場合を除く)、こまめに手指の消毒を行う(協力企業の従業員を含む)。また、納品業者、輸送業者等に対し、マスク等の着用、手指の消毒を要請する。なお、高温・多湿時は、十分な水分補給と必要な塩分補給を行い、マスク着用のまま強い負荷のかかる作業は避ける等、熱中症に配慮する。
- ⑩高頻度接触部位を適宜消毒し、開放可能なドアは開放しておく。
- ⑪トイレにタオルを設置する場合は、ペーパータオルを設置する(ハンドドライヤー及び共用タオルは使用禁止)。
- ⑫食堂、休憩室等では、できる限り2mを目安(最低1m)に間隔を空けて机やイスを配置し、利用時間を分散することで多数の職員が同時に利用することを避ける。
- ⑬打合せはできる限り電話、メール、オンライン等を積極的に活用し、対面での打合せを極力避ける。やむを得ず対面での打合せを行う場合の留意点は2(1)⑬と同様。
- ⑭感染防止啓発ポスター等を掲示し、感染防止意識の向上・定着を図る。
- ⑮協力企業に対する感染予防指導を徹底する。

### 3. 職員等の感染が確認された場合の対応

- ①職員(協力企業の職員、下請けの建設職人を含む)に感染者が確認された場合には、速やかに保健所等に通知し、その指示に従う。また、感染者からの聞き取りにより職員等に濃厚接触者が確認された場合はそのリストを作成し、自宅待機指示など、保健所と連絡をとりつつ対応する。
- ②感染拡大防止を目的として個人データを取扱う場合や、感染が確認されたことを公表する場合には、個人情報保護に十分配慮する。
- ③従業員等が感染したことをもって解雇その他の不利益な取扱いを行わない。

# 新型コロナウイルス感染症 対策についての取組み

## 新型コロナウイルス感染予防に向けた、YKK APの取組みについて 「住まいのじょうずな換気方法」をホームページで公開

YKK AP 株式会社 開発本部 価値検証センター 技術解析グループ

YKK APは、窓を使用した効率的な換気方法をまとめたWEBコンテンツ「窓がポイント！住まいのじょうずな換気方法」を2020年4月30日にホームページ上で公開しました。

換気的重要性については、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、厚生労働省などの行政機関から「密閉空間」を作らないよう、窓開けによる換気の励行が示され、多くのメディアで広く報道されていた状況でした。そのような社会的な換気への関心の高まりを受け、窓メーカーとして換気に関する情報公開に着手しました。

### 政府、及びさまざまな団体等からの情報発信の経緯

厚生労働省より2020年3月9日に公表された「新型コロナウイルス感染症対策の見解」において、感染リスクの高い場所として「換気の悪い密閉空間」が示され、『風の流れができるように、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。換気回数は毎時2回以上を確保しましょう』という内容が推奨されました。

その後、3月23日に公益社団法人 空気調和・衛生工学会、及び、一般社団法人 日本建築学会より新型コロナウイルス感染症制御における「換気」に関しての緊急会長談話が公表されるに至りました。この談話では「新型コロナウイルス対策のひとつとして、飛沫核除去に換気は有効だが、換気をするだけで感染リスクを十分に低減できるという考えは避けて頂くことが望ましい」という見解が示され、学会においても今後さらなる学術的情報発信を行っていくという発言がされておりました。

### 「住まいのじょうずな換気方法」の公開に向けて

YKK APでは、このような背景の中で、窓などの開口部による換気具体的な効果や、どうすれば換

気効果を向上できるのか等について、いち早く社会に情報提供する事が必要と考えました。そして、情報公開に向け、窓開けによる自然換気の効果を示すために、社内で蓄積してきた検証方法を確認した上、流体解析ソフトを用いた換気シミュレーションを行いました。

換気に関するコンテンツ制作を進めるにあたっては、「一般の生活者にいかに分かり易く伝えるか」という点に重点を置きながら社内での協議を進めました。ホームページでの情報発信にあたり、公開と同時に報道機関向けのプレスインフォメーションを発信し、多くのメディアに取り上げられ、幅広く周知することができました。

ホームページで公開した「住まいのじょうずな換気方法」のポイントは以下のとおりです。

- 開ける窓は1カ所より2カ所
- 二方向の窓を開ける
- 部屋の対角線で通風するとさらに効果的
- 風向きに対して正面の窓を開けると効果的
- 正面から風が入ってこない場合は少し長めに換気

公開にあたり留意した点は具体的に以下の内容です。

### ・窓開けによる自然換気が必要な理由について解説をすること

日本の住宅は2003年4月施行の改正建築基準法で示されている換気回数の基準0.5回/hを24時間機械換気システムによって達成できるよう設計されています。このため、排気側の機器は法適合となる風量に設定されていますが、新型コロナウイルス感染者の呼気から発せられたウイルスを含むエアロゾル粒子は、気中で1時間から3時間以上活性を保つ可能性があるとする研究成果も報告されていることから、換気設備を通常より大きな風量で運転できるよう調整する必要があると考えました。

しかしながら、換気設備の風量をどの程度に設定するのか、また風量を大きくした時に給気側の配慮が十分なのかを判断するのは容易ではないと考えられます。そのため、機械換気システムの「常時ON」に加え、窓開けによる自然換気を併用して、室内の換気を行っていただくための情報発信のスタンスを取った上で検討を進めました。

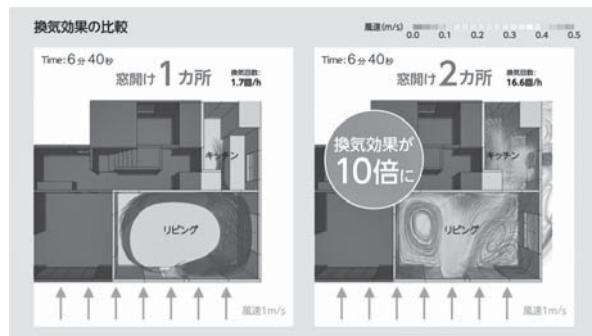


図1

・一般の生活者の方にも分かり易い内容とすること

一般的に「換気」は日常生活での身近な行為ですが、一方で、効果的な換気方法については広く知られていない側面があるのではないかと考えました。例えば、窓を1ヶ所開けるか2ヶ所開けるかで換気量にどの程度違いがあるのか、どのくらいの室内換気ができるのかについて実際に流体解析ソフトを用いてシミュレーションをすることで効果の違いが明白になります。解析の結果、戸建て住宅のリビングとキッチンで風上側の窓を1ヶ所開けた場合に比べ、風上、風下の2ヶ所の窓を同時に開けた場合は、換気量に約10倍の違いがあることが分かりました。

通常、空気や風の流れは目には見えませんが、シミュレーションで気流を可視化し動画にして比較することで換気効果の違いをより分かり易い形で提示することができました。(図1参照)

また、窓の配置は同じであっても、その開け方によっては、部屋の中で空気が流れにくくなり淀みが発生する可能性があることもイラストを用いて解説しました。(図2参照)

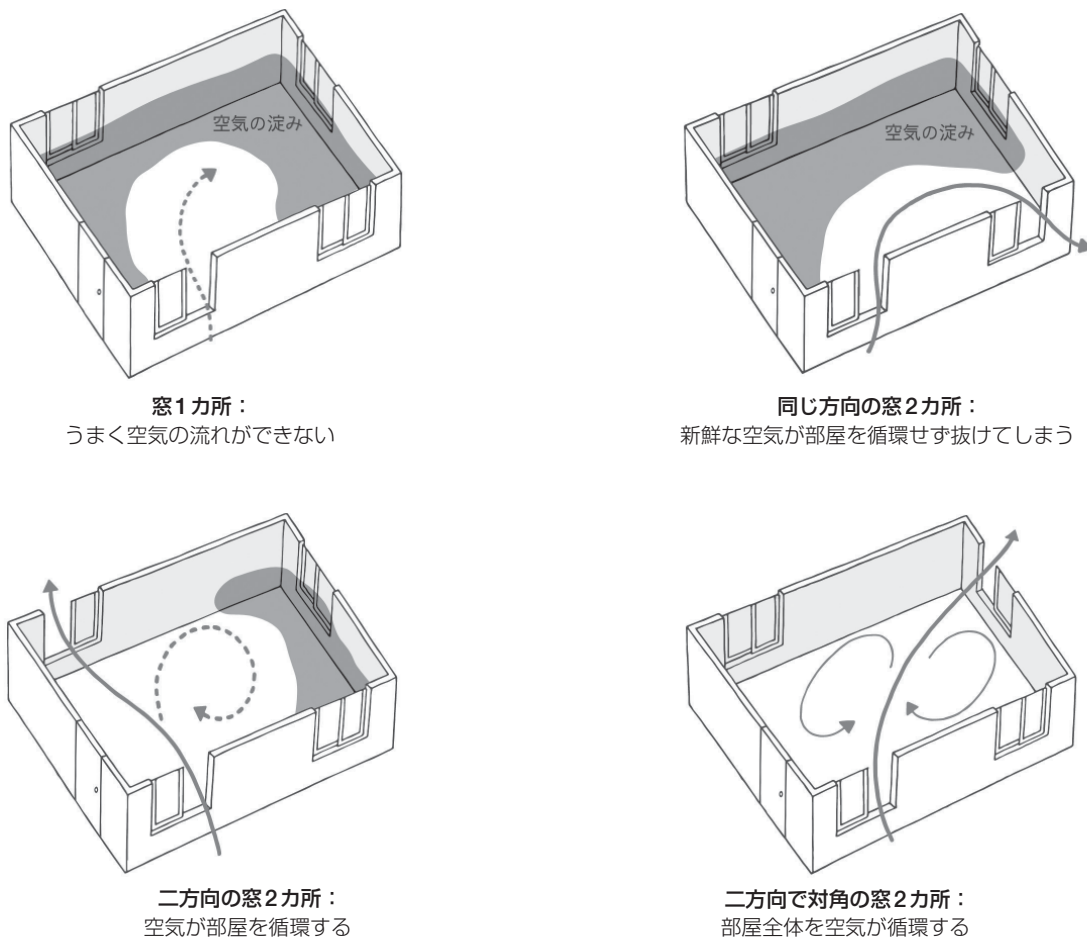
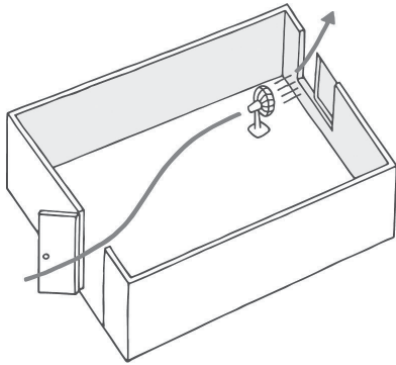


図2



**窓1カ所しか開けられない部屋**  
室内ドアを開けたり、扇風機を活用して  
淀みを解消しながら空気の流れをつくるのが可能に

図3

さらに、部屋に窓が1箇所しかない場合においては、風向きや風速条件により換気が進みにくい状況が発生いたしますが、そういった際には室内ドアを開けたり、扇風機等を使用することで空気の流れが作れることが有効であることをイラストを用いて解説しました。(図3参照)

以上の換気シミュレーションを行い、計算値を示すことや、室内の気流を色の違いで見ていただくことで直観的に換気効果の違いを感じてもらえるように配慮し、公開いたしました。こうした工夫をすることで、窓開けによる換気について、開け方を工夫して空気の流れを作ることにより大きな換気量を確保できることや、空気の流れを低減できることを生活者の方に理解していただくことを第一に考えながら制作を進めました。

### 換気を効果的に行うために求められる提案について

自然換気は外気を取り込む行為であるため、気候によっては、湿気を含んだ温まった外気を室内に取り込むことになります。5月以降の夏場にかけては気温の上昇に伴い、室内での熱中症対策を行うためにエアコンを使用する機会が増えることになります。そうした中で換気をする場合、室内の温度上昇を招くことになり、場合によってはエアコンの設定温度を下げることで対処するケースが増えていくと考えられます。このようなか中で「冷房負荷軽減」と「換気」の両立が必要とされると考えますと、換気をいかに早く行うことができるかは重要な課題であると考えました。

また、今後、働き方改革やテレワーク推進等で在宅勤務が増えることが想定されています。住宅で家族が集まったり、大人数が同じ空間で過ごす場合を想定した場合、感染予防という点では、機械換気的能力だけでは不十分な場合も起こり得るため、自然換気に配慮した間取りや窓の配置、窓種の選定などの住宅設計が求められていくことになるかと思えます。その中で、今後は住宅設計面まで含めた提案活動が求められていくのではないかと考えております。

狭小地で住宅と住宅の間が狭い所は、プライバシー重視で窓サイズが小さくなりがちですが、風を大きく取り込むためにたてすべり出し窓の設置を提案することや、夏場は住宅内の高所に熱がこもりやすいため、高所に窓を設置して1階から高所への風の流れを作ること、換気するとともに排熱も可能になります。そのため、窓の配置や大きさ、窓種や窓付属物などが効果的な換気や快適性向上のポイントになるのではないのでしょうか。さらに、フェンスや囲い、バルコニーなどを設置する時も、配置やデザインを工夫すれば窓から風を取り入れやすくなるなど、外装や外構も住宅設計上のポイントになっていくと考えております。

### 情報公開後の反響を受けた、これからの取組み

今回、「窓がポイント！住まいのじょうずな換気方法」を公開後、多くの反響をいただきました。

特にメディアより多くの質問をいただいたのは、変化していく季節に応じて、換気の際に必要なとされる要素への対処方法です。例えば、夏場にかけては、換気時の防虫対策のために必要な網戸に関して、正しい使い方や、交換方法などについての問合せは多くなっています。さらに、冬場となれば、住宅の温熱環境を安定し快適性を維持しながら換気を行う方法などの情報提供も求められることになると思います。

YKK APは、これからの、新しい暮らし方、新しい働き方の日常の中では、「家の中が一番、安心できる場所」である必要があると考えております。

その実現に向けて、「窓で、安心。」をテーマとして、居住環境を安全・安心で快適にするため、窓や窓からつながるエクステリアについての情報を住まい手や社会に正確に発信することに今後も継続して取り組んでいきます。

# 新型コロナウイルス感染症 対策についての取組み

2020年6月発信



報道関係各位

## より安心して便利な「新しい生活様式」に向け、 非対面での受け取りニーズに応える新たな取組みをスタート ～第1弾 宅配ボックスを石川県金沢市に1万世帯へモニター提供～



株式会社ナスタ(本社:東京都港区、代表取締役社長:笹川順平 以下、ナスタ)と、ヤマトホールディングス株式会社(本社:東京都中央区、代表取締役社長:長尾 裕)は、Amazon(本社:東京都目黒区)の協力の下、ますます高まりつつある宅配便の非対面受け取りニーズに応えるため、より安心して便利な「新しい生活様式」の確立に向けた取組みを開始します。

取組みの第一弾として、6月から、石川県金沢市に在住のAmazonユーザー様を対象に、ナスタが宅配ボックス10,000台をモニター提供、ヤマト運輸(本社:東京都中央区、代表取締役社長:栗栖 利蔵 以下:ヤマト運輸)が宅配ボックスへ配達を行います。

### ■背景と目的

新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう外出自粛を受け、個人宅宛の宅配便が増加する中、配達時により安心な荷物の受け取り方法として、非対面での受け取り需要が大きく拡大しています。今後も国民一人ひとりが行動を変容し「新しい生活様式」に移行することが求められていることから、非対面での受け取りニーズは更に高まることが予想されますが、その一方で非対面での受け取り時の新たな課題も発生しています。

ナスタは昨年、「置き配に関する実態調査※」を行い、多くのユーザーが置き配の普及を望んでいるものの、荷物を受け取る場所によって、盗難や水濡れなどへの不安を感じていることが分かりました。安心安全な置き配として普及させていくため、ユーザーが抱える不安を解決することが必要と考え、ナスタは非対面かつ安心安全に受け取れる“宅配ボックス”の普及に取り組んでまいりました。

ヤマト運輸は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、在宅時の非対面による指定場所配達を2月中旬から開始し、多くのお客様にご利用いただいております。一方、荷物の水濡れ、個人情報漏洩などの可能性を心配するお客様の声もあり、一部地域では、荷物の下に紙を敷き、荷物が直接床に触れないようにするなどの対策を行っています。また、今後もwithコロナの下、お客様がより安心・便利にご利用いただく最適な受け取り方法の検討を進めています。

この度、両社は盗難や水濡れなどのお客様の心配や不安、不便を解消するために、ナスタの宅配ボックスを設置し、非対面受け取り方法の社会への浸透、定着を目指す取組みを開始します。Amazonにて置き配を実施していない、戸建て、共働き世帯が多い石川県金沢市の1万世帯のAmazonユーザー様に当取組みのモニター協力をお願いいたします。

コロナ影響下において、非対面・非接触の需要が拡大し、お客様の荷物の受け取り方も大きく変化しております。今回の第一弾の取組みを皮切りに、実際に利用されたモニターの皆さまからのアンケートを踏まえ、両社は配送における非対面受取りの全国的な普及のためにサービスの改良を行ってまいります。

※置き配に関する実態調査: [https://www.nasta.co.jp/news/news\\_20191106\\_okihai\\_Pressrelease.pdf](https://www.nasta.co.jp/news/news_20191106_okihai_Pressrelease.pdf)



### ■実施内容

- ・モニター様へ、宅配ボックス 10,000 台を提供 ※ 1 世帯 1 台に限定
  - ・Amazon にて注文された商品の宅配ボックスへのお届け
  - ・宅配ボックス利用についてのアンケートを実施
- ※モニター終了後は、そのまま宅配ボックスをプレゼント

### ■対象商品

商品：宅配ボックス：Nasta Box SOFT（ナスタボックスソフト）

サイズ：W440/D350/H500mm（受取可能サイズ：W385/D300/H480mm）

付属品：ワイヤー 1 本、アナログ南京錠 2 本、取扱説明書

※詳細は、商品サイト（<https://www.nasta.co.jp/product/delivery-box/box-soft/>）をご参照ください。



[商品イメージ]

### ■応募・スケジュール

応募期間：1次受付 2020年6月5日 15:00～6月15日 10:00 まで

2次受付 2020年6月19日 15:00～6月30日 10:00 まで

※先着 1 万名様のお申込みをいただいた時点で受付終了

対象：石川県金沢市にお住まいの Amazon ユーザー様 ※Amazon よりご案内させて頂く応募ページにてご応募

条件：応募は 1 世帯 1 回限り有効、アンケートへの回答 ※宅配ボックス使用後にアンケート調査を実施

商品発送開始日：2020年6月26日～



# 新型コロナウイルス感染症 対策についての取組み



## NEWS RELEASE

日本板硝子株式会社  
2020年6月8日

### 日本板硝子（NSGグループ）研究開発部門、抗ウイルスガラスの開発を加速 新型コロナウイルスに関する研究で英国政府機関より助成金を獲得

日本板硝子株式会社（東京都港区、代表執行役社長兼 CEO 森 重樹、以下 NSG）は本日、当社グループ研究開発部門の抗ウイルスガラス開発プロジェクトが、英国のイノベーション産業助成機関「イノベート UK」主催の「新型コロナウイルス感染症緊急対応イノベーション基金」\*の公募に参加し、助成金を獲得したことをお知らせします。これにより、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）を低減させる機能を持つ抗ウイルスガラスの開発を加速させます。

現在進行中の抗ウイルスガラス開発プロジェクトは、当社グループで開発した特殊なコーティングにより、ガラス表面に付着したウイルス量を低減させる製品の開発を行っています。特に抗ウイルス機能として新型コロナウイルスに関する評価試験を進めています。

「新型コロナウイルス感染症のパンデミックのさなか、市場のニーズに迅速に対応してきた研究開発部の役員たちの大きな励みとなりました。現時点では、このような特性を持つ抗ウイルスコーティングガラス製品はありません。抗ウイルスの評価試験が成功し、現在開発中の製品が完成すれば、建物、公共交通機関、接触する物体の表面やバリアなど、高耐久で抗ウイルス機能を持つ製品をすぐにお使いいただけるようになるでしょう。」

NSGグループ 執行役 研究開発部統括部長 マイク・グリーンナル

イノベート UK とは、英国政府のイノベーション産業助成機関。イノベーション推進機関「UK リサーチ・イノベーション（UKRI）」の部門の一つ。イノベート UK では、現在、COVID-19 に関する研究助成を行っている。 [Get funding for ideas that address COVID-19](#)

日本板硝子株式会社（NSGグループ）は、建築用・自動車用ガラスおよび高機能ガラス製品の分野における主要メーカーです。1918年に創業し、グループ従業員数は約27,000人。世界各地に主要な製造拠点をもち、100か国以上で製品の販売を行っています。 <http://www.nsg.co.jp>

<お問い合わせ>  
広報部：03-5443-9477

日本板硝子株式会社 広報部  
〒108-6321 東京都港区三田 3-5-27  
電話：03-5443-9477 F A X：03-5443-9543

# 新型コロナウイルス感染症 対策についての取組み

# LIXIL

Link to Good Living

# PRESS RELEASE

株式会社 LIXIL

報道関係各位

2020年5月13日

## 商品ご案内からお見積の作成まで、ショールームのサービスが自宅で受けられる LIXILショールーム「オンライン接客」サービスを全国でスタート

株式会社 LIXIL は、全国 92 か所の LIXIL ショールームにおいて、ご来館いただいたときと同じように自宅でショールームのサービスが受けられる「オンライン接客」サービスを、2020年5月より本格開始します。

本サービスはデジタルツールを活用することで、お客さまが自宅にいながら、オンライン上でショールームコーディネーターによる商品のご案内を受けられるほか、ご要望に沿ったプランのお見積りや3Dの完成予想イメージをその場でご覧いただくことが可能です。

LIXIL ショールームでは現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止のため、ご入館および対面での館内サービスを停止し、お電話での問い合わせ対応を継続していますが、今回の「オンライン接客」サービス導入により、お客さまにご来館いただかなくても商品の選定に役立つサービスを提供することが可能となります。

LIXIL では、かねてよりお客さまの満足度を高めるため、「ショールーム 360° 展示写真」(<https://tenji.lixil.co.jp/search/?mode=search&page=1&disp=0>)の提供など、ショールームホームページにおけるデジタルコンテンツの活用を促進してきました。館内サービスの停止に伴い、こうしたデジタルコンテンツの閲覧数は前年比 150%に伸びています。

「オンライン接客」サービスでは、お客さまのご自宅からパソコンやスマートフォンでつなぐことで、お客さまおよび従業員の安全を保ちながら、健康で快適な住まいの実現に向けたサービスを受けていただくことが可能となります。また本サービスを使用することで、ショールームから遠く離れた場所にお住まいのお客さまにもショールームをご利用いただきやすくなります。

※事前予約制のため、予約の際は HP (<https://www.lixil.co.jp/showroom/>) をご覧ください。

### ■ オンライン接客サービスの主な流れ

#### 1. お客さま情報の確認・ヒアリング

事前に送付するメールに沿って、オンラインでお客さまとショールームコーディネーターをつなぎ、お客さまのご要望をヒアリングします。

#### 2. 商品のご案内

ご希望商品の特長を説明した動画やデジタルカタログ、「ショールーム 360° 展示写真」などを使いながら、オンラインで商品についてご説明します。



#### 3. プランニング・お見積書の作成

オンライン上で、ご要望に沿ったプランのお見積り 3D の完成予想イメージを作成します。

